

富山県農林水産部 「快適な仮設トイレの設置工事」 試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境に改善することが、女性技術者等の活躍や若年者等の入職の促進など、担い手の確保に繋がるものと期待できることから、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置する試行工事を実施するもの。

2 仮設トイレ種別の定義

(1) 仮設トイレ

従来の和式トイレのこと。

(2) 洋式トイレ

以下のア～ウ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易水洗）

ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）[必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること]

(3) 快適トイレ

以下のア～コ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易）又は、し尿処理装置付き

ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）[必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること]

エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）[二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの]

オ 照明設備（電源がなくても良いもの）

カ 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

ケ 鏡付きの洗面台

コ 便座除菌シート等の衛生用品

※国土交通省の快適トイレでは、「入口の目隠し」の設置を要件としているが、本県の快適トイレでは、強風に耐えられる「入口の目隠し」のレンタル品が市場にないことから、快適トイレの要件から除外している。受注者は独自に設置してもよいが、下記に示す和式トイレとの差額の対象とはしないものとする。

3 試行対象工事

予定価格20百万円以上の工事（特別仕様書にて明示する工事）を基本とし、受注者から希望があった場合に実施する。

（厳密に予定価格を限定するものではない。受注者の意欲にできるだけ応えるものとする。）

4 試行工事の実施

(1) 発注時

監督員は、後記「5 特別仕様書への記載例」を参考に、特別仕様書に「快適な仮設トイレの設置工事」であることを明示する。

(2) 契約後、受注者が希望する場合

受注者は「洋式トイレ」や「快適トイレ」の設置を希望する場合は、工事打合簿にトイレ種別及び基数を明示し、これに別添の「快適な仮設トイレのチェックシート」、「快適な仮設トイレ設置計画書」及び各トイレの要件がわかるパンフレット等を添付して協議する。

(3) 工事施工中

監督員は「快適な仮設トイレのチェックシート」及びパンフレット等に基づき、「洋式トイレ」や「快適トイレ」の現地確認を行う。

(4) 精算時

ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。

イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。

(ア) 「洋式トイレ」を設置した場合について

差額上限は 2,000 円／(基・月)とし、男女別で 1 基ずつ設置した場合は、2 基まで変更契約の対象とする。

（男女各トイレ設置の場合、差額上限は 4,000 円／(2 基・月)とする。）

(イ) トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 43,000 円／(基・月)とし、男女別で 1 基ずつ設置した場合は、2 基まで変更契約の対象とする。

（男女各トイレ設置の場合、差額上限は 86,000 円／(2 基・月)とする。）

(ウ) トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 21,000 円／(基・月)とし、男女別で 1 基ずつ設置した場合は、2 基まで変更契約の対象とする。

（男女各トイレ設置の場合、差額上限は 42,000 円／(2 基・月)とする。）

ウ 受注者は、別添の「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」を監督員に提出する。

5 特別仕様書への記載例

特別仕様書には、次のとおり記載する。

第〇条 快適な仮設トイレの設置工事

- 1 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。
- 2 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領によるものとする。この試行要領は、下記の富山県農林水産部農村

整備課のホームページから入手できる。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00012136-016-01.html)

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。